

The Symposium to commemorate the establishment of the Musashino University.  
Faculty of Law Globalization and Legal Science :  
International Cooperation and Symbiosis.

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2018-02-22 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 池田, 眞朗 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://mu.repo.nii.ac.jp/records/703">https://mu.repo.nii.ac.jp/records/703</a>

# 解題

池田眞朗

## 一 本シンポジウムの意義

武蔵野大学法学部は、二〇一六年一月二六日に、二〇一四年四月に開設された法学部の開設記念行事の掉尾を飾るものとして、国際シンポジウム『グローバル化と法律学——支援と共生——』を有明キャンパスにおいて開催した。これは、法律学科主幹の開設記念シンポジウムとしては、二〇一四年四月一九日に開催した第一回の『二一世紀の資金調達と民事法の役割——中小企業の発展と市民の幸福のために——』に続くものである。

『二一世紀の資金調達と民事法の役割』のほうは、本学の法学部法律学科が、民事取引法や金融法の研究・教育を特色とすることをアピールする狙いを持ったものであったが（同シンポジウムの内容については、二〇一四年一二月刊行の『武蔵野法学』第一号に収録している）。そこから二年半を経過して、ほぼ順調に軌道に乗った法学部法律学科が、今度はその研究・教育の基本理念と、現代社会に対応していくコンセプトを明

らかにしようとして企画したのが、今回の『グローバル化と法律学——支援と共生——』である。

本学は、創立一〇〇年に向けて「武蔵野大学国際化ビジョン100」を掲げて、大学全体のグローバル化を促進しているが、今回のシンポジウムは、「国際化とは距離があると思われがちな法律学がどのようにグローバル化に貢献できるかを考える機会を提供したもの」（本シンポジウムを紹介した『大學新聞』一三八号の評価）であると同時に、法律学というものの本来目的とすべきところは、世の中の様々な集団における人々の幸福の実現であり、それは本学が二〇一六年四月に新しく発表した、「世界の幸せをカタチにする」というブランドステートメントにもしつかりとつながるものなのである、ということを明らかにするメッセージを込めて企画されていた（ちなみに、既に前掲『二一世紀の資金調達と民事法の役割』のシンポジウムポスターでも、「平成26年4月開設の武蔵野大学法学部は、「新時代を拓く法学部」を標榜して、ビジネス志向と公務員・資格志向に重点を置いた教育を行い、国内社会・国際社会での共生・幸福を実現する人材の育成を目指します。」と掲げていたところである）。

## 二 本シンポジウムの構成と概要

本シンポジウムは、西本照真学長の開会挨拶をもって始まり、池田眞朗法学部長から「共生の法律学」と題した趣旨説明（ここでは「共生」に関連する「持続可能性Sustainability」と、「支援と共生」に関連する「win-winの関係」というキーワードにも言及がされている）がなされた後、招待講演、基調講演、そしてパネルディスカッションという多彩なプログラムで進められた。

招待講演は二名の外国大学からの講演者によるものであったが、最初はブラジルのサンパウロ大学法学部の二宮正人教授が、「日本国内のブラジル人に対する支援と共生」をテーマに講演された。このテーマは、日本から見れば「受け入れる」支援であるが、しかしかつての日本からブラジルへの移民の「受け入れられた」歴史にも思いをはせながら聴くべきものと思われた（二宮教授は、東京大学で学位を得られ、慶應義塾大学や明治大学でも教鞭をとってこられた、日伯学術交流の文字通りの中心人物であるが、ご自身が、日本で生まれて五歳でご両親とともにブラジルに移住された方であることを付け加えておこう）。

なお、二宮教授の講演が終了したところで、西本学長から二宮教授に対して、本学客員教授の称号を授与するセレモニーが行われた。

二つ目の招待講演は、中国の北京大学国際法学院の朱大明准教授・助理院長（本学客員教授）によって、「東南アジア諸国における会社法の現状と発展の潮流」というテーマで行われた。これは東南アジアの会社法の発展に関するものであるが、中国と東南アジア各国の法形成における相互影響というものを分析の基点として把握すべきものと思われた。なお本講演は中国語で行われ、金安妮さん（慶應義塾大学後期博士課程、現武蔵野大学法学部非常勤講師）の通訳がなされた。

休憩をはさんでの基調講演は、慶應義塾大学法科大学院の松尾弘教授（本学客員教授）による、「東南アジア諸国への法整備支援と『開発法学』の展開——メコン地域を中心に——」と題されたものであった。松尾教授は、民法物権法が本来の専門であるが、東南アジアの各国で法整備支援の実践をしつつ、「開発法学」という新しい法律学の分野を打ち立てられた、この道の第一人者である（同教授は本学法学部法律学科でも、「アジア法（中国法・韓国法）」「アジア法（東南アジア法）」という講義を担当しておられる）。

そして最後のパネルディスカッションは、「カンボジア法教育支援——支援から共生へ——」をテーマに、池田学部長の司会進行で、四名のパネリストによるコメントと、活発な意見交換がなされた。パネリストは、日本・カンボジア法律家の会共同代表の桜木和代弁護士、名古屋大学法政国際教育協力研究センターのコンテイリ准教授、成蹊大学法学部の塩澤一洋教授、そして基調講演をされた松尾弘教授（発言順）である。

このパネルディスカッションでは、日本政府による公的な法整備支援とは別に、弁護士や学者のボランティアによる法教育支援事業が存在してきたことがまず知られるべきであろう。そしてその実践と展開の中に、カンボジアの人々の戦禍からの立ち直りとともに、一方的な支援から相互の共生へという方向が見て取れるのか、あるいはなおそこまでの進展には至っていないのか、というあたりの問題が浮き彫りにされてくるのである。フロアから頂戴した、他大学研究者のご意見も貴重なものであった。

最後に、本学副学長（当時）・政治経済研究所長（当時）の中村孝文教授から閉会挨拶があり、一三時から一七時まで四時間にわたって開催された本シンポジウムは、盛会の裡に終了した。

なお、本シンポジウムの模様は、二〇一六年一二月発刊の『大学新聞』一三八号で報道され、また概要は本学『政治経済研究所通信』一七号（二〇一七年二月）に紹介されている。